

中小企業の法的課題解決支援に向けた  
中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の拡充について  
～震災復興のために～

平成23年6月15日  
中小企業庁  
日本弁護士連合会

中小企業庁と日本弁護士連合会は、中小企業が様々な法的課題に直面していることを踏まえ、共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援のための中小企業庁と日本弁護士連合会の連携について」(平成19年2月6日)「中小企業の法的課題解決支援のための経済産業省中小企業庁と日本弁護士連合会の連携強化について」(平成22年3月18日)を策定し、両組織が連携して、弁護士による法的サポートの促進に取り組んできたところである。

そして、本年3月11日、東日本大震災が発生し、多くの中小企業が甚大なる被害を受け、未だ復興の途上にある。未曾有の震災から我が国が復興するために、日本経済の基盤を支える中小企業の一日も早い再建が求められるが、中小企業が直面する法的課題をより適切かつ迅速に解決するための多面的な支援が不可欠であり、これまで進めてきた中小企業庁と日本弁護士連合会による連携の取り組みを、より一層充実させていく必要がある。

今般、中小企業庁と日弁連中小企業法律支援センター(通称:ひまわり中小企業センター)が、以下のとおり、中小企業関連団体も含めた連携を拡充し、中小企業の法的課題の解決をより実効的に行うことに努めるものである。

## 1. 相談体制の充実と連携強化

日本弁護士連合会は、中小企業のニーズに応え、中小企業の弁護士へのアクセス障害を解消するため、ひまわり中小企業センターにおいて、全国共通の電話番号(0570-001-240)により地域の弁護士を紹介する専用ダイヤル(愛称:ひまわりほっとダイヤル)のサービスを平成22年4月より開始し、各地の中小企業が弁護士に対し、債務処理、債権回収、契約相談、労使関係、事業承継、下請取引等の法的課題全般に関してタイムリーに相談できる体制を整えた。

東日本大震災の発生により、中小企業の課題に弁護士が迅速に対応できる同ダイヤルの意義は高まっており、今後も、同ダイヤルの中小企業関連団体への周知や広報活動を推進し、震災関連の相談をはじめ、相談体制の充実に努めていく。

日本弁護士連合会としては、メーリングリスト等を利用した中小企業関連団体間による震災関連情報等の迅速かつ積極的な交換及び共有の推進や、中小企業支援ネットワーク強化事業への各都道府県弁護士会の参加の推進に取り組み、各地の弁護士会は中小企業の法的課題の解決支援に取り組む体制を整備し、中小企業関連団体との連携を強化する。

中小企業庁としても、中小企業に対して、引き続き、これらの取組みに関する情報提供を行うとともに、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、財団法人全国中小企業取引振興協会等関係団体に対し、各地で連携強化が図られるよう協力を要請する。

## 2. 主要な法的課題への支援

中小企業庁は、中小企業再生支援協議会における事業再生、下請かけこみ寺における相談、ADR業務等、各般に亘り、中小企業の経営課題の解決を支援している。更に平成23年度からは、中小企業支援ネットワーク強化事業による専門家派遣、事業承継支援事業を実施することとしているが、こうした支援施策の政策的意義を高めるため、弁護士が積極的に参画することを期待する。

事業再生分野に関しては、中小企業庁と日本弁護士連合会が、平成22年度に全国の弁護士が参加する事業再生研究会を発足させ、実務家を講師に招いて研鑽を積み、各地域の中小企業再生支援協議会の活動を支援するための態勢を整え、同研究会所属弁護士による実地経験の体制を整備した。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会は、これまでも中小企業の法的課題を公正かつ迅速に解決する専門家として貢献してきたものであるが、引き続き中小企業の支援施策の円滑な実施に協力するとともに、事業再生の専門人材の養成、下請取引に関する法令遵守についての相談対応、普及啓発等、中小企業支援に対する一層の参加拡大に努める。